

議案第 62 号

松阪市議会議員及び松阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

松阪市議会議員及び松阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成 20 年松阪市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 5 月 30 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市議会議員及び松阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

松阪市議会議員及び松阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成 20 年松阪市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。